

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 7 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県 日高町長

公表日

令和3年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
|--------|--|
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 （前号及び次号に掲げるものを除く。） 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 <p>○介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 <p>○介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 |

| | |
|---------------------------------|--|
| | <p>○介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム(MCWEL V2)、統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の68項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 情報照会 番号法別表第二 93,94項 情報提供 番号法別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項 平成26年内閣府・総務省令第7号 情報照会 第46,47条 情報提供 第1,2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | いきいき長寿課 |
| ②所属長の役職名 | いきいき長寿課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 介護保険システム(MCWEL V2)、中間サーバ | 介護保険システム(MCWEL V2)、統合宛名システム、中間サーバ | 事後 | |
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の68項 | 番号法第9条第1項、別表第一の68項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第50条 | 事後 | |
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 情報照会 番号法別表第二 93,94 情報提供 番号法別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87, 90,94,95,117 | 番号法第19条第7号 情報照会 番号法別表第二 93,94項 情報提供 番号法別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2, 58,61,62,80,87,90,94,95,117項 平成26年内閣府・総務省令第7号 情報照会 第46,47条 情報提供 第1,2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IV リスク対策 | | 新様式への対応 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署 | 健康推進課 | いきいき長寿課 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名 | 健康推進課長 | いきいき長寿課長 | 事後 | |

